

第1波及び第3波の緊急事態措置

		第1波の緊急事態措置	第3波の緊急事態措置
区 域		全 域	全 域
期 間 (緊急事態措置等)		令和2年4月7日(火)から (当初:~5月6日(水)) 令和2年5月21日(木)まで	令和3年1月14日(木)から (当初:~2月7日(日)) 令和3年2月28日(日)まで
① 外出自粛等		・生活維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことを要請 特に東京、大阪などの人口密集地との不要不急の往來自粛	・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請 特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請
② 施設の使用制限	飲食店等 遊興施設(*1)	<p><飲食店></p> <p>【4/15~5/15】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店、喫茶店等に5時~20時までの営業時間短縮(酒類の提供は19時まで)を要請 <p>【5/16~5/22】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店、喫茶店等に5時~22時までの営業時間短縮(酒類の提供は21時まで)を要請 <p><飲食店以外の施設></p> <p>【4/15~5/15】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①~⑧に休業を要請 ※④,⑥:1,000㎡超、③,⑧:100㎡超 ①劇場等(劇場、観覧場、映画館等) ②集会場・展示場(集会場、公会堂、貸会議室等) ③商業施設(生活必需物資販売及び生活必需サービス除く) ④ホテル又は旅館(ホテル又は旅館の集会の用に供する部分) ⑤運動施設、遊技場(体育館、水泳場、ホウリング場、スポーツジム、スポーツクラブ、マージャン店、パチンコ店、遊園地等) ⑥博物館・美術館(博物館、美術館、図書館等) ⑦遊興施設(接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店、個室ビデオ店、ネットカフェ等) ⑧学習塾等(自動車教習所、学習塾等) <p>※4/29~5/6:以下の施設に休業を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行楽を主目的とする宿泊施設 ・100㎡以下の商業施設、大学、学習塾等 	<p><飲食店等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店、遊興施設のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている飲食店に5時~20時までの営業時間短縮(酒類の提供は19時まで)を要請
	[特措法施行令第11条・多数利用施設]	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場、観覧場、映画館、演芸場 ・集会場、公会堂 ・展示場 ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(生活必需物資売場を除く) ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分) ・運動施設、遊技場 ・博物館、美術館 ・遊興施設(*2) ・サービス業(生活必需サービスを除く)を営む店舗 	<p>[特措法によらない協力依頼]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮(酒類の提供は19時まで) ・人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保すること
	県立公園等	<p>【4/14~5/31】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内施設及び運動施設を閉鎖、公園そのものは開園(GW期間中は駐車場を閉鎖、屋外運動施設は5/18以降順次開放) ・フラワーセンター等の県立公園は休園 ・併設レストラン・売店等の営業自粛を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・20時以降、屋内運動施設を閉鎖
	大学	<p>【4/7~5/15】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策を実施したうえで対面授業を実施
	小・中・高等学校等	<p>【4/9~5/31】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・県外活動中止 ・感染リスクが高いとされている活動の中止 ・児童生徒、教職員に対して20時以降の不要不急の外出自粛を呼びかけ
③ イベントの開催制限	<p>【4/15~5/20】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として中止・延期を要請 <p>【5/21~6/18】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内100人以下、かつ定員の半分以上。屋外200人以下、かつ人との距離を十分に確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保することを要請 ・あわせて、20時までの時間短縮を働きかけ 	
④ 出勤抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務(テレワーク)や、テレビ会議の利用などにより、原則として出勤者の7割削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請 	

*1 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設
*2 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設